

施策評価の取組について

行政評価について、直近では事務事業評価（令和元年、3年度）と施策評価（平成29年度）を実施しており、本年度においては次のとおり施策評価の取組を中心に進めていく。

1 施策評価

(1) 一次評価【5～7月】

- ・5月下旬に、課長級職員に対する評価者研修を実施した上で、市民意識調査の結果を参照しながら、施策所管課長による一次評価を実施する。
- ・実施に当たっては、事務局において円滑で適切な評価の実施を支援する。

(2) 部長調整会議【8月上旬】

- ・部長級職員に対する評価者研修を実施した上で、次の点について、最終評価（行革本部評価）に向けた意見交換等を行い、所要の調整を図る。
 - ①一次評価における主観的判断項目を点検する。
 - ②総合評価と事務事業貢献度判定をもとにした事務事業の予算の方向性について、事業実施状況を加味し、高度な視点から現実的な予算対応を議論する。

(3) 行革本部評価【10月中旬】

- ・部長調整会議での議論等を踏まえて事務局が作成する最終評価案をたたき台として議論を行い、行革本部評価として決定する。

(4) 予算への反映

- ・行革本部評価の結果を踏まえ、効果的な予算編成を行う。
- ・各施策内の事務事業について、その貢献度に応じた配分調整を行う。

(5) 第3次総合計画への反映

- ・第3次総合計画の策定にあたり、行革本部評価の結果を審議会へ報告し、計画策定の基礎資料として活用する。

2 事務事業評価

(1) 令和3年度評価結果のフォローアップ【8月頃】

- ・評価結果を踏まえた対応状況の調査を行い、必要に応じて所要の調整を図る。

(2) 令和5年度事務事業評価に向けた取組

- ・これまでに試行実施した行財政改革推進委員会による外部評価の検証を踏まえ、令和5年度事務事業評価においての実施方法等について検討する。
- ・評価結果の予算反映を視野に入れた実施方法や実施スケジュールを検討する。
- ・施策評価やフォローアップ調査の結果も考慮して、評価対象事業を検討する。